

中辺路町水道水源保護審議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中辺路町水道水源保護審議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、必要に応じて会長が定めるものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険と認められる器物又は薬品等を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 私語又は談笑等をしないこと。
- (3) ゼッケン、たすき、はちまきの類の着用をする等示威的行為をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規程は、平成23年5月18日から施行する。